コープぐれま・共済通信・

ファイナンシャル・プランナーによる 「保障の見直し」についてのお問い合わせ

コープぐんま共済部 0277-52-6553

(日曜日を除く9時~18時まで)

60歳で継続雇用、賃金が下がってしまったら?

高年齢者の雇用安定のため、国は企業に希望する労働者の65歳までの継続雇用を義務付けています。しかし、60歳から賃金が大きく低下してしまうケースも多く、これを補う制度として「高年齢雇用継続給付」があります。

● 雇用保険からもらえるお金

「高年齢雇用継続給付」は、失業保険の「基本手当」(失業給付)を受け取らず引続き継続雇用された場合の「高年齢雇用継続基本給付金」(以下「基本給付金」)と、いったん失業保険を受け取ったが、受け取れる残日数を100日以上残して再就職した場合の「高年齢再就職給付金」があります。

対象は①60歳到達時の賃金の75%未満に低下 した、②60歳以上65歳未満の一般被保険者で、 ③被保険者であった期間が5年以上ある人です。

■ 「基本給付金」は非課税!65歳までもらえる

「基本給付金」は65歳までもらえます。しかも 非課税です。手続きは会社が行うのが一般的です が、会社に頼れない場合は自分でハローワークに 出向き手続きすることもできます。

もらえる金額(支給額)は、各月ごとに、支払われた賃金の「低下率」によります。低下率が61%以下の場合は賃金の15%、61%超~75%未満は低下率に応じて支給率が減っていきます。また、賃金と支給額の合計は360,584円が上限となります。

例えば、60歳到達時の賃金が40万円、低下後の賃金が24万円の場合、低下率は24万÷40万=60%で低下率が61%以下となるため、もらえる基本給付金は賃金の15%、24万×15%=3.6万円となります。15%を掛ける賃金は60歳到達時の賃金ではなく60歳以降の隔月の賃金となるため、ちょっと残念な金額となります。また、賃金が毎月変動する場合、基本給付金も変動します。

上記の例では賃金と基本給付金の合計は24万 +3.6万=27.6万円となり、60歳時の40万円の 69%、約7割に低下率が緩和されることになります。

60歳時の賃金が30万円、低下後が18万円だった場合は、18万÷30万=60%、もらえる基本給付金は18万×15%=2.7万円、賃金との合計額は20.7万円となります。

● 年金が支給される場合は減額される

昭和36年4月1日以前(女性は昭和41年4月1日以前)生まれで、公的年金に10年以上加入し、厚生年金の加入期間が1年以上ある人は、生年月日に応じて60歳~64歳から「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。特別支給の老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付を同時に受けられる場合、支給調整がかかり、老齢厚生年金が減額されます。減額率は賃金(標準報酬月額)が60歳到達時の賃金の61%以下の場合、賃金の6%相当額が支給停止されます。61%超~75%未満の場合は6%から減額率が逓減(徐々に減っていく)していきます。

例えば賃金が40万円から24万円に下がった人の場合、24万円の6%、1万4,400円が年金からカットされることになります。

● 支給率は今後縮小され、廃止の方向へ

高年齢雇用継続給付は令和7年から給付率の上限が15%から10%に縮小される予定です。令和6年度までに60歳になった人は現在の支給率となります。激変緩和措置の検討もされるようですが、65歳まで同一労働・同一賃金の流れが加速する中で、将来的には廃止の方向に向かっています。

ファイナンシャル・プランナーズグループ